処　分　基　準

令和４年３月15日作成

法　　令　　名：銃砲刀剣類所持等取締法
根　拠　条　項：第１０条の９第２項
処 分 の 概 要：年少射撃資格者に対する指示
原権者（委任先）：新潟県公安委員会
法 令 の 定 め： 銃砲刀剣類所持等取締法第３条第１項第４号の８（所持の禁止）、第４条第１項第５号の２（所持許可）、第１０条の９第２項
処　分　基　準： 銃砲刀剣類所持等取締法等に違反し、かつ、空気銃について適正な取扱いを行っていないと認めるときで、 ・　その違反行為が比較的軽微である ・　違反行為が反復して行われておらず、営利性、計画性も認められない ・　違反行為の再発防止が期待できる 等の条件を満たす場合は、危害予防上必要な措置を執るべきことを指示する。
問 い 合 わ せ 先：生活安全部生活安全企画課　許認可管理センター （025-285-0110　内線3031）
備　　考：